

(別紙)
 「6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金交付事務取扱要領」(平成25年7月16日付け食政第326号北海道農政部長通知)の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>平成25年 7月16日付け食政第 326号 農政部長通知 平成26年 3月 4日付け食政第 800号 農政部長通知 平成26年 5月 7日付け食政第 97号 農政部長通知 <u>最終改正 平成26年11月28日付け食政第 672号 農政部長通知</u></p> <p>第1～25 [略]</p> <p>第26 事業実施後の措置</p> <p>1 補助事業者は、実施要綱第7の1に基づく事業実施状況の報告について、別記第24号様式により、<u>本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の7月10日</u>までに知事又は総合振興局長等に報告するものとする。</p> <p>2 1により実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、<u>進捗状況等</u>その内容を検討するとともに、<u>当該進捗状況等からみて事業実施計画に掲げた成果目標を達成することが困難であると認められるときは、</u>事業実施主体に対し、<u>改善計画を提出させるものとする。</u></p> <p><u>3 総合振興局長等は、1の事業実施状況及び2の改善計画について、9月10日までに農政部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 補助事業者は、実施要綱第8に基づく事業の評価を行う場合には、目標年度の報告時等において1、2に準じて行うものとする。</p> <p><u>5</u> 事業実施主体は、実施要領別記2の第4に基づく事業の収益状況の報告を行う場合にあつては、補助事業者を経由して(事業実施主体が市町村及び広域的事業者である場合を除く。)、知事又は総合振興局長等に報告するものとする。 総合振興局長等は、補助事業者から報告があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金交付事務取扱要領</p> <p>平成25年 7月16日付け食政第 326号 農政部長通知 平成26年 3月 4日付け食政第 800号 農政部長通知 <u>最終改正</u> 平成26年 5月 7日付け食政第 97号 農政部長通知</p> <p>第1～25 [略]</p> <p>第26 事業実施後の措置</p> <p>1 補助事業者は、実施要綱第7に基づく事業実施状況の報告について、別記第24号様式により、<u>8月10日</u>までに知事又は総合振興局長等に報告するものとする。</p> <p>2 1により実施状況の報告を受けた総合振興局長等は、その内容<u>について点検し、</u>事業実施主体に対し<u>必要な指導を行うとともに、8月末日までに農政部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 補助事業者は、実施要綱第8に基づく事業の評価を行う場合には、目標年度の報告時等において1、2に準じて行うものとする。</p> <p><u>4</u> 事業実施主体は、実施要領別記2の第4に基づく事業の収益状況の報告を行う場合にあつては、補助事業者を経由して(事業実施主体が市町村及び広域的事業者である場合を除く。)、知事又は総合振興局長等に報告するものとする。 総合振興局長等は、補助事業者から報告があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成25年7月16日から施行する。</p>

附則（平成26年3月4日付け食政第800号）

1 この要領は、平成26年3月4日から施行する。

附則（平成26年5月7日付け食政第97号）

1 この要領は、平成26年5月7日から施行する。

2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成26年11月28日付け食政第 672号）

1 この要領は、平成26年11月28日から施行する。

2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成26年10月16日から適用する。

附則（平成 26 年 3 月 4 日付け食政第 800 号）

1 この要領は、平成 26 年 3 月 4 日から施行する。

附則（平成 26 年 5 月 7 日付け食政第 97 号）

1 この要領は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

改正後				現 行	
別表（第2関係）					
	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	採択基準	補助率
推進事業	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
整備事業	[略]	[略]	[略]	1 共通基準 (1) [略] (2) 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上）するネットワークを構築し、 <u>連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。</u> (3)～(11) [略] 2～3 [略]	[略]

改正後				現 行	
	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	採択基準	補助率
推進事業	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
整備事業	[略]	[略]	[略]	1 共通基準 (1) [略] (2) 多様な事業者が連携（事業実施主体を含む3者以上）するネットワークを構築し <u>ている又は構築する見込みであること。</u> (3)～(11) [略] 2～3 [略]	[略]

改正後	現行
<p>別記様式第1号～23号 [略]</p> <p><u>第24号様式 [略]</u></p> <p><u>別紙</u></p> <p><u>注1 別添として、次の書類を添付すること。</u></p> <p><u>(1) 各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書及び評価報告書</u></p> <p><u>(2) 別紙様式第1号事業実施計画書に実績を記載したもの。</u></p> <p><u>2 事業実施後の事業主体における現状と事業の評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載すること。</u></p>	<p>別記様式第1号～23号 [略]</p> <p><u>第24号様式 [略]</u></p> <p><u>別紙</u></p> <p><u>(注) 別添として、事業実施状況報告書を添付すること。</u></p> <p>事業実施後の事業主体における現状と事業の評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載する<u>ものとする。</u></p>
<p>別紙様式第1号（推進事業）</p> <p>6次産業化ネットワークづくり支援事業（推進事業）実施計画書 [略]</p>	<p>別紙様式第1号（推進事業）</p> <p>6次産業化ネットワークづくり支援事業（推進事業）実施計画書 [略]</p>

別紙様式第1号（整備事業）

6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）実施計画書

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の概要 【略】

(添付書類)

(1) 応募者団体が農林漁業者団体の場合

①～③ 【略】

④ 共通

ア～ケ 【略】

コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料
サ 新商品の販路、加工・製造方法、原料農林水産物の確保等について
専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行っ
た事業実施前の取組の内容がわかる資料

シ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするた
め、6次産業化ネットワーク活動交付金における費用対効果分析の実
施について（平成25年5月16日付け25食産第624号農林水産省食
料産業局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）の別紙様式に
所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載さ
れた内容を確認するために必要な書面

ス 6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）成果目標

(2) 応募者団体が中小企業である場合

①～⑭ 【略】

⑮ 新商品の販路、加工・製造方法、原料農林水産物の確保等について専
門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行っ
た事業実施前の取組の内容が分かる資料

⑯ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、
費用対効果分析通知の別紙様式に所要の事項を記載した書面及び当該書
面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

⑰ 6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）成果目標

別紙様式第1号（整備事業）

6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）実施計画書

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の概要 【略】

(添付書類)

(1) 応募者団体が農林漁業者団体の場合

①～③ 【略】

④ 共通

ア～ケ 【略】

コ 6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）成果目標

サ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料

(2) 応募者団体が中小企業である場合

①～⑭ 【略】

⑮ 6次産業化ネットワークづくり支援事業（整備事業）成果目標

改正後					現行				
(2) 連携する事業者の概要・・・(実施要領別記3 第5の1の(1)の②) <u>[削る]</u>					(2) 連携する事業者の概要・・・(実施要領別記3 第5の1の(1)の②) <u>(ア) 連携事業者の概要</u>				
連携事業者	活動拠点：住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割	連携事業者	活動拠点：住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割
①					①				
②					②				
③					③				
④					④				
⑤					⑤				
⑥					⑥				
⑦					⑦				
<u>[削る]</u> 2～13 [略]					<u>(イ) 連携に関する規約、取決め等の有無</u> 有 ・ 無 2～13 [略]				
別表 6次産業化ネットワークづくり支援事業(整備事業) 成果目標					別表 6次産業化ネットワークづくり支援事業(整備事業) 成果目標 <u>[略]</u>				
事業名	達成すべき成果目標基準及び評価の観点			配点	事業名	達成すべき成果目標基準及び評価の観点			配点
整備事業	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」			40	整備事業	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」			45
	①～⑤	[略]				①～⑤	[略]		
	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>				⑥	<u>【具体性】 目的達成のための具体的な実施内容となっているか。</u>		
	⑥	【計画性】 事業実施期間を有効に使うスケジュールになっているか。				⑦	【計画性】 事業実施期間を有効に使うスケジュールになっているか。		
	⑦	【綿密性】 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか。				⑧	【綿密性】 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか。		
	⑧	【費用対効果】 最小の経費で、最大の効果を狙っているか。				⑨	【費用対効果】 最小の経費で、最大の効果を狙っているか。		
	II 効果検証について「0、5ポイントで評価」			5		II 期待される効果「0、2、6、10ポイントで評価」			10
	⑨	<u>【視点】 主体的に具体的な目標を設定し、その成果、効果を検証できる仕組みになっているか。</u>				⑩	<u>【主体性及び実現性】 主体的に具体的な目標を設定し、その成果、効果を検証できる仕組みになっているか。また、事業内容及び実施方法から判断して期待される効果は実現可能か。</u>		

	<p>【配分】 <u>事業実施主体及び連携農林漁業者の各人の生産見込量を明らかにすること等により、目標を達成しなかった際の原因を詳細に検証することが可能となっている場合・・・5ポイント</u> <u>上記の取組を行っていない場合・・・0ポイント</u></p>	
III	<p>実現性について 「0、5、10ポイントで評価」</p>	10
⑩	<p>【視点】 <u>1 多様な事業者との連携に当たり、連携の目的、連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されているか。</u> <u>2 原材料の生産又は仕入れ先の確保、加工・製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定及び事業の実施体制について事前に十分な調査・検討が行われているか。</u></p>	
	<p>【配分】 <u>1、2ともに該当する取組がある場合・・・10ポイント</u> <u>1、2いずれかに該当する取組がある場合・・・5ポイント</u> <u>上記の取組をいずれも行っていない場合・・・0ポイント</u></p>	
IV	<p>バリューシステムに係る審査基準 「0、3、5ポイントで評価」</p>	10
⑪	<p>【視点】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性を確認しているか。</p>	
	<p>【配分】 バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性があると見込まれる場合・・・5ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているが、市場性があると確認できない場合・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を行っていない場合・・・0ポイント</p>	
⑫	<p>【視点】 バリュー提案（商品価値の提示）に基づく商品提供を安定的に実施できる体制が整っているか。</p> <p>①バリュー提案に沿った原料の生産・供給体制が構築されているか ②バリュー提案に沿った製造、物流、保管体制が構築されているか ③バリュー提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が構築されているか</p>	
	<p>【配分】 ①～③の全て整っている（又は計画されている）</p>	

	<p>【新設】</p>	
	<p>【新設】</p>	
III	<p>バリューシステムに係る審査基準 「0、3、5ポイントで評価」</p>	10
⑪	<p>【視点】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性を確認しているか。</p>	
	<p>【配分】 バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性があると見込まれる場合・・・5ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているが、市場性があると確認できない場合・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を行っていない場合・・・0ポイント</p>	
⑫	<p>【視点】 バリュー提案（商品価値の提示）に基づく商品提供を安定的に実施できる体制が整っているか。</p> <p>①バリュー提案に沿った原料の生産・供給体制が構築されているか ②バリュー提案に沿った製造、物流、保管体制が構築されているか ③バリュー提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が構築されているか</p>	
	<p>【配分】 ①～③の全て整っている（又は計画されている）</p>	

	<p>..... 5ポイント</p> <p>①に加え、②、③のいずれかが整っている（又は計画されている） 3ポイント</p> <p>①～③のうち1項目も整っていない（又は計画されていない） 0ポイント</p>	
V イノベーションに係る審査基準 「0、5、10ポイントで評価」		10
⑬	<p>【視点】</p> <p>市場性がある商品を作るため、異業種等との新結合は</p> <p>1 販路、価値、生産、原材料、組織5項目いずれかにおいて、新機軸を創出しようとしているか。</p> <p>2 新結合を生み出しているか。（今までにないパートナーと結びついている取組か。）</p>	
	<p>【配分】</p> <p>1、2とも該当する取組（又は計画されている取組）がある 10ポイント</p> <p>1、2いずれかに該当する取組（又は計画されている取組）がある 5ポイント</p> <p>1、2いずれも該当する取組（又は計画されている取組）がない 0ポイント</p>	
VI 日本経済全体の底上げに資する取組か 「0、3、5ポイントで評価」		10
⑭	<p>【視点】</p> <p>当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p>	
	<p>【配分】</p> <p>同様の商品がない..... 5ポイント</p> <p>同様の商品があるが、新しい価値提案が行われている 3ポイント</p> <p>全く同じ商品がある..... 0ポイント</p>	
⑮	<p>【視点】</p> <p>輸出など新しいマーケットを対象とした取組であり、その結果、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されているか。（日本全体のGNPの増大に結びつく取組か）</p>	
	<p>【配分】</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組であり、その結果、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されている..... 5ポイント</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組であるが、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されていない..... 3ポイント</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組ではない 0ポイント</p>	

	<p>..... 5ポイント</p> <p>①に加え、②、③のいずれかが整っている（又は計画されている） 3ポイント</p> <p>①～③のうち1項目も整っていない（又は計画されていない） 0ポイント</p>	
IV イノベーションに係る審査基準 「0、5、10ポイントで評価」		10
⑬	<p>【視点】</p> <p>市場性がある商品を作るため、異業種等との新結合は</p> <p>1 販路、価値、生産、原材料、組織5項目いずれかにおいて、新機軸を創出しようとしているか。</p> <p>2 新結合を生み出しているか。（今までにないパートナーと結びついている取組か。）</p>	
	<p>【配分】</p> <p>1、2とも該当する取組（又は計画されている取組）がある 10ポイント</p> <p>1、2いずれかに該当する取組（又は計画されている取組）がある 5ポイント</p> <p>1、2いずれも該当する取組（又は計画されている取組）がない 0ポイント</p>	
V 日本経済全体の底上げに資する取組か 「0、3、5ポイントで評価」		10
⑭	<p>【視点】</p> <p>当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p>	
	<p>【配分】</p> <p>同様の商品がない..... 5ポイント</p> <p>同様の商品があるが、新しい価値提案が行われている 3ポイント</p> <p>全く同じ商品がある..... 0ポイント</p>	
⑮	<p>【視点】</p> <p>輸出など新しいマーケットを対象とした取組であり、その結果、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されているか。（日本全体のGNPの増大に結びつく取組か）</p>	
	<p>【配分】</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組であり、その結果、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されている..... 5ポイント</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組であるが、日本経済全体（GNP）の増大に結びつくなどのアウトカム目標が設定されていない..... 3ポイント</p> <p>新しいマーケットを対象とした取組ではない 0ポイント</p>	

<u>Ⅶ</u> 特別加算の基準 「0、3ポイントで評価」		12
⑯	事業主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組であるか。	
⑰	事業主体が、「人・農地作成プラン」の中心経営体に位置づけられているか。	
⑱	商品の製造過程においてHACCP（高度化基盤整備を含む。）を取り入れているか。	
⑲	和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	
合 計		97

<u>Ⅵ</u> 特別加算の基準 「0、3ポイントで評価」		12
⑯	事業主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組であるか。	
⑰	事業主体が、「人・農地作成プラン」の中心経営体に位置づけられているか。	
⑱	商品の製造過程においてHACCP（高度化基盤整備を含む。）を取り入れているか。	
⑲	和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	
合 計		97